型枠組立作業中、弾け飛んできた釘で目を負傷

その他ー５

災害発生時記録							
発生月日　時	11月22日（金）			工事内容	共同住宅新築工事（RC造地上12階、敷地面積1246m2、建築面積259m2）		
被災者	職種	型枠大工	経験年	23	所属	一次下請け	初期の対策状況含む事項(写真含)
被災程度	左強膜穿孔外傷						
災害発生状況（写真）	12階で型枠組立作業の際、角材に65mmの釘を横から打っていた時、節にあたったために釘が弾かれ眼球に被災。						作業所は下記「再発防止対策」により作業を継続したが、翌月の安全衛生委員会において釘打ち作業に対して防護メガネの着用を社内ルールとすることを決定した。

発生状況（再現）

番号	災害発生要因	人的要因	物的要因	管理的要因	同種工事の再発防止対策	コメント(追記・確認すべき事項)
1	釘打ちに対して指を強打する危険は意識していたが釘が跳ね返ることに対しては全く意識していなかったこと。	○			1．釘打ちは節を避けて打つよう指導する。	本事例のように玄翁やハンマーによる釘や鉄ピン等の打ち込み作業では、釘や鉄片が飛散し眼球を負傷するケースが多くあります。
2	横向きで打っていたため反動で上に跳ね返ってきたこと（一般的に反発で跳ねかえる時は解放面に飛んでいく）	◎			2．釘打ちは原則、垂直に打つよう指導を徹底。垂直に打つことが困難な場合は防護メガネを着用する。	作業に際しては、万一に備え防護めがね等の保護具の使用が望まれます。

再発防止策：釘打ちは下向き、垂直に打込む

調査記入時の注意点ーー①　所属欄は5項目の該当する項目に○マークの記入　　②3要因(人的･物的･管理的)に関係･該当する要因に○ー重要要因と思われる事項に◎を記入してください。（添付要因資料参照）